



# THE NEW JERSEY JAPANESE SCHOOL

THE JAPANESE EDUCATIONAL INSTITUTE OF NEW YORK  
117 FRANKLIN AVENUE, OAKLAND, NJ 07436 TEL (201) 405-0888 FAX (201) 405-1411

Web page: [www.NewJerseyJapaneseSchool.org](http://www.NewJerseyJapaneseSchool.org)

Email: [NJJS@NewJerseyJapaneseSchool.org](mailto:NJJS@NewJerseyJapaneseSchool.org)

保護者様

ニュージャージー日本人学校

## ニュージャージー州のスクールバス代補助について

### 1. 現地校の新年度にあたる9月から翌年6月までの補助申請について

お住まいになっているタウンから公共のスクールバスが運行されていない学校へお子様が通学する場合は、各タウンの教育委員会に交通手段確保(スクールバス代補助)の申請をすることができます。各教育委員会を通してニュージャージー州政府から交通費の補助金を受けられる可能性があります。

この申請制度は、自宅から学校までの距離が小学1年生から中学2年生までは片道2マイル、中学3年生は片道2.5マイルを超えていて20マイル以下という条件があります。(NJSA18A:39-1)  
ただし例外として、自宅と学校までの距離が20マイル以下の児童生徒が同じタウンに在住していれば自宅が20マイルを超えている児童生徒も補助金受給の対象になるという規定があります(NJSA6A:27-2.2)。

交通手段確保のための申請書はニュージャージー日本人学校がまとめて各教育委員会へ提出いたします。申請なさりたい方は、“**B6T-APPLICATION FOR PRIVATE SCHOOL TRANSPORTATION**” に必要事項をご記入の上、**学校へご提出ください。**

交通費補助金受給申請のための“**REQUEST FOR PAYMENT OF TRANSPORTATION AID**”は、現地校の各期末(12月～翌年1月と5～6月)にお住いの教育委員会からの要請に応じて**ご家庭から教育委員会へ直接ご提出ください。**この申請書が提出されないと補助金が給付されませんのでご注意ください。

教育委員会からの提出要請は各タウンで異なりますので、ご不明な点は直接お問い合わせくださいませうお願いいたします。

尚、スクールバス代補助金制度がないタウンにお住まいの場合は、対象外となります。

### 2. スクールバス代補助の追加申請について

原則的に、現地校の新年度にあたる9月から翌年3月上旬までに各教育委員会に申請書を提出しなければなりません。しかしやむを得ない場合は追加申請をすることができます。例えばニュージャージー日本人学校に4月に転入学された方は、4月から6月までの交通手段確保の申請することができます。申請なさりたい方は、“**B6T-APPLICATION FOR PRIVATE SCHOOL TRANSPORTATION**”を、転入学後速やかに学校へご提出ください。スクールバス代補助金制度がないタウンにお住まいの場合は、対象外となります。

ご質問等ございましたら、ニュージャージー日本人学校事務部(201)405-0888までお問い合わせください。